

米軍那覇港湾施設（那覇軍港）からのオスプレイの飛行に関する意見書

去る11月9日、米軍那覇港湾施設（那覇軍港）に陸揚げされた米海兵隊のMV22オスプレイ3機が那覇市や沖縄県の要請を無視する形で普天間飛行場に向けて飛行した。

MVオスプレイは、「世界一危険」といわれる米軍普天間飛行場に配備されてから10年となり、墜落や普天間第2小学校や保育園、住宅密集地に窓や部品を落下させるなど一歩間違えば、県民の生命が奪われる大惨事につながりかねない重大事故を起こしている。

那覇市と沖縄県は、昨年11月、今年2月及び6月にオスプレイ等が那覇港湾施設を離着陸した際、今後、同施設において航空機の離着陸を一切行わないこと等について、関係機関に要請していた。昨年12月には、県知事と県内27市町村長で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会も、米軍那覇港湾施設での航空機の運用を一切行わないことと、基地の使用条件を定めた「5.15メモ」の厳格な運用等を要請していた。

それにもかかわらず、オスプレイの離陸を強行したことは、那覇市、沖縄県、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請と、一刻も早い危険性の除去を願う那覇市民や沖縄県民の思いを踏みにじる暴挙であり、激しい怒りをこめて抗議するものである。

県都・那覇市の市街地に位置し、民間機が離着陸する那覇空港や生活と経済活動等を支える各種施設、住宅が近接している米軍那覇港湾施設で、本土復帰後50年間なかった運用が行なわれることは、過重な基地負担を背負わされている沖縄県民への新たな基地負担と危険の増大となるもので、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、那覇市民と沖縄県民、観光客の生命と安全、生活と経済活動を守る立場から、米軍那覇港湾施設でのオスプレイの飛行に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く求める。

記

1. 米軍那覇港湾施設（那覇軍港）においては、いわゆる「5.15メモ」に記載されている、「港湾施設及び貯油所」との使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、オスプレイや軍用機の離着陸や訓練を一切行わないこと。
2. 在沖米軍基地においては、従来行われなかった運用を行うことにより、県民への基地負担と危険をこれ以上増大させることのないようにすること。
3. 地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、関係市町村や県に遅滞なく速やかに情報を提供すること。
4. 米軍に特権を与えている日米地位協定を抜本的に改定すること。
5. オスプレイの配備撤回、那覇港湾施設（那覇軍港）の早期返還、在沖米軍基地の整理・縮小を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月22日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長